

6. 完了実績報告後の手続きについて

Q1	財団の現地調査はありますか。	
A1	現地調査は、施工が完了し完了実績報告書を準備している時期（中間検査）、もしくは完了実績報告書の提出直後（完了検査）に実施します。 なお、この中間検査・完了検査は、財団の情報把握状況により省略することがあります。	
Q2	補助金の入金はいつですか。	
A2	① 完了実績報告書の審査期間は30日間を目安としています。不備不足がある場合、照会事項として、財団より事務連絡先に記載された担当者に連絡します。 ② すべての要件が確認された以降に財団より、『交付額確定通知書』をメール送付します。 ③ 交付額確定通知書が届いたら、『精算払請求書』を財団にメールで提出してください。 ④ 精算払請求書が財団に届いたら、補助金を指定の口座に入金(3/31 まで)します。 ⑤ 着金を確認しましたら、財団までメール連絡をお願いします。	
Q3	入金後は、何らかの手続きが必要ですか。	
A3	事業の施工完了から、令和 5 年 3 月 31 日までの『CO2 削減量実績』を令和 5 年 3 月 31 日まで(3月は見込値で可)に財団に報告してください。 計算方法は、様式第 11 別紙(excel)の『CO2 削減量計算表』をご利用ください。	
Q4	環境大臣あてに『事業報告書』を提出とありますが、どのように提出すればよいですか。	
A4	調査事業は提出の必要はありません。交換事業・調査交換事業は提出してください。 財団ホームページ『交付規程様式』に掲載の【様式第 14】年度事業報告書をダウンロードしてください。 ・提出期間：令和5年度(R5/4/1～R6/3/31)から3年間 ・提出期限：毎年、翌年度の4月末まで ・提出先：財団より案内	
Q5	事業完了後に、何らかの検査がありますか。	
A5	① 補助事業が完了した翌年度以降、事業の成果（CO2 排出削減量）及び設備の管理状況等を確認するため、環境省から委託を受けた団体による調査が行われる場合があります。 ② 補助事業が完了した翌年度以降、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。	
Q6	補助事業で導入した LED 照明器具を処分する場合、どのようにしたら良いのですか。	
A6	法定耐用年数が経過する前に、財産を処分する場合、事前に環境省の承認が必要となります。	
Q7	補助金の返還を求められることもあるのでしょうか。	
A7	① 会計検査等により、申請内容と事実が異なっていた場合、補助金の返還を求められることがあります。 ② 法定耐用年数が経過する前に、財産を処分する場合、財産処分納付金を求められます。	